

# 新潟県卓球連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は、新潟県卓球連盟（以下、「本連盟」という）という。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を会長が指定する所に置く。

(支部)

第3条 本連盟は、加盟団体の地域ごとの相互連携を図るため、支部を置く。

2 支部は、市町村卓球統括団体を単位とすることを基本とする。

3 前項の規定にかかわらず、当分の間、複数の市町村卓球統括団体が合同で支部を形成することを認めるが、前項の規定に沿うよう不断の努力をするものとする。

4 支部の名称及び各支部に属する市町村は、当面、次の各号のとおりとする。

(1) 新発田支部…新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村

(2) 佐渡支部…佐渡市

(3) 新潟支部…新潟市、五泉市、阿賀町

(4) 三条支部…三条市、燕市、加茂市、田上町、弥彦村

(5) 長岡支部…長岡市、見附市

(6) 魚沼支部…小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町

(7) 十日町支部…十日町市、津南町

(8) 柏崎支部…柏崎市、出雲崎町、刈羽村

(9) 上越支部…上越市、糸魚川市

(10) 妙高支部…妙高市、上越市の一部（旧中郷村、旧板倉町）

5 支部は所属する加盟団体を統轄し、本連盟の目的達成に協力するものとする。

6 支部の設置は代議員会において決定する。

7 各支部は毎年4月末までに、次の各号の事項を記載した当該年度の支部登録書を提出するものとする。

(1) 支部名及びその所在地

(2) 支部役員名簿

(3) 加盟団体名簿

(4) その他必要な事項

(組織統括団体)

第4条 本連盟は、連盟内に次に掲げる全県的に組織された卓球愛好団体（以下、「県内組織統括団体」という）を置く。

(1) 小学生連盟

(2) 中学校体育連盟

(3) 高等学校体育連盟

(4) 大学連盟

(5) 教職員連盟

(6) レディース連盟

(7) マスターズ連盟

## 第2章 目的及び事業等

### (目的)

第5条 本連盟は、新潟県における卓球界を統括し代表する団体として、卓球の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### (上部団体等への加盟)

第6条 本連盟は、新潟県卓球界を代表し、公益財団法人日本卓球協会、中部日本卓球連盟、北信越卓球連盟及び公益財団法人新潟県体育協会に加盟する。

### (事業)

第7条 本連盟は、第5条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 卓球の普及及び強化に関すること。
- (2) 卓球諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) 卓球の指導、研究に関する講習会等を開催すること。
- (4) 新潟県選手権大会及びその他の競技会を開催すること。
- (5) 上部団体等が主催する国際競技会及び全日本競技会等を主管し、又は同競技会等への県代表者を選考し及び派遣をすること。
- (6) 加盟団体が行う事業運営の援助を行うこと。
- (7) 卓球に関する機関誌及び刊行物（電子通信手段を含む）を発行すること。
- (8) 卓球選手の順位を決定し公表すること。
- (9) 優秀競技者等、会員の顕彰を行うこと。
- (10) 優秀競技者の支援を行うこと。
- (11) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第3章 加盟団体

### (加盟団体)

第8条 新潟県内の卓球愛好団体で、本連盟の目的に賛同して加盟申請をしたものは、理事会及び代議員会の議決を得て加盟団体となることができる。

### (登録)

第9条 本連盟の加盟団体は、毎年度当初に当該支部を經由して、新潟県卓球連盟会員登録申請書（公益財団法人日本卓球協会加盟登録申請書・同登録変更申請書を準用）を提出しなければならない。新たに加盟しようとする団体についても同様とする。

### (除名)

第10条 本連盟の加盟団体が、次の一に該当したときは、代議員会の3分の2以上の議決を経て除名することができる。但し、委任状及び意思通知書の提出者は、出席したものとみなす。

- (1) 本連盟の加盟団体としての義務に違反したとき。
- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき。

### (登録料)

第11条 本連盟の加盟団体は、別に定める登録料を毎年納入しなければならない。

- 2 既納の登録料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第4章 役員

(役員及び定数)

第12条 本連盟には、次の役員を置く。

2 理事…25名以上30名以内

うち会長は1名、副会長は4名以内、理事長は1名、副理事長は4名以内とする。

3 監事…2名

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は代議員会で選任する。

2 会長及び理事長は理事の互選により決定する。

3 副会長、副理事長は、理事会の承認を得て会長が選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務)

第14条 会長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理して行う。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、本連盟の業務を処理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、その職務を代理して行う。

5 理事は理事会を組織し、この規約に定めるもののほか、本連盟の業務を執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、本連盟の業務及び会計に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) 本連盟の収支会計状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 収支会計状況及び業務執行状況について、不正又は不適當の事実を発見したときは、理事会及び代議員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は代議員会を招集すること。

(役員任期)

第16条 本連盟の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後においても後任者が決定するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び代議員会において、出席理事及び代議員の各々の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。但し、委任状及び意思通知書の提出者は、出席したものとみなす。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第18条 役員は、無給とする。

2 役員及びその他の者が職務遂行のために要した経費については、原則としてその費用を弁償する。

## 第5章 代議員

### (代議員の選任及び定数)

第19条 本連盟には、代議員 65名以上 80名以内を置く。

2 代議員は、この規約第3条第2項に規定する各支部及び第4条に規定する県内組織統括団体が次の区分に従って推薦し、会長がこれを任命する。

(1) 支部については、おおむね加盟団体5チームにつき1人とする。

(2) 県内組織統括団体については次のとおりとする。

① 小学生連盟…2名以内

② 中学校体育連盟…5名以内

③ 高等学校体育連盟…5名以内

④ 大学連盟、教職員連盟、レディース連盟、マスターズ連盟…各1名以内

3 前項のほか、会長が学識経験者の中から15名以内を指名し、理事会の承認を得て任命する。

4 代議員に選出された者が、役員に就任したときは代議員の資格を失う。この場合は、第2項の規定に従い、これに代わる代議員を選任するものとする。

5 代議員には、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合には、これらの規定中「役員」とあるのは「代議員」と読み替えるものとする。

### (代議員の職務)

第20条 代議員は、代議員会を組織し、第24条に定める事項を議決する。

2 代議員は、理事会の諮問に応じ、会長に対して必要と認める事項について勧告することができる。

## 第6章 顧問及び参与

### (顧問及び参与)

第21条 本連盟に顧問及び参与若干名をおくことができる。

2 顧問及び参与は、本連盟に功績のあった者の中から、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 各支部長は、その任期中参与となる。

4 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

## 第7章 会議

### (代議員会)

第22条 代議員会は、本連盟の議決機関であり、年1回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき、又は代議員の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して代議員会の招集を請求されたときは、その請求があった日から21日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

2 代議員会の議長は、会長とする。

3 代議員会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (代議員会の定足数)

第23条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。但し、委任状の提出者は、出席したものとみなす。

(代議員会の分掌事務)

第 24 条 次に掲げる事項については、理事会の議決を経て、代議員会の承認を得なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算について
- (2) 事業報告及び収支決算について
- (3) その他本連盟の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの。

(理事会)

第 25 条 理事会は、本連盟の執行機関であり、会長が必要と認めるときに招集する。但し、理事の 3 分の 1 以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から 21 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、そのつど決定する。

3 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(理事会の定足数)

第 26 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。但し、委任状の提出者は、出席したものとみなす。

## 第 8 章 組織

(組織)

第 27 条 本連盟の組織及び各部・委員会の事務分掌は次のとおりとする。

- 2 連盟の庶務を担当し、及び加盟団体、支部、上部団体等との連絡・調整を図るために事務局を設置する。
- 3 事務局及び各部並びに各委員会（以下、「各部局」という）に、局長及び部長並びに委員長を 1 名置く。
- 4 各部局に、副局長、副部長、副委員長及び局員、部員、委員（理事以外からの選出も可能とする）を置くことができる。

顧問・参与

代議員会 監事

事務局

会長 副会長 理事長 副理事長 理事

総務部

- (1) 登録に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事
- (3) 会計に関する事。
- (4) 会議の開催に関する事。
- (5) 優秀競技者の支援に関する事。
- (6) 他部及び他委員会に属さない事項に関する事。

#### 事業部

- (1) 主催大会等の年間事業計画を作成すること。
- (2) 各種大会を企画運営すること。
- (3) 全国大会等への派遣選手の決定に関すること。
- (4) ランキングを作成すること。
- (5) 部内の会計に関すること。

#### 強化部

- (1) 選手の強化に関すること。
- (2) 強化指導者の育成に関すること。
- (3) 国体に関すること。
- (4) 優秀競技者の支援に関すること。
- (5) 部内の会計に関すること。

#### 普及部

- (1) 卓球競技の普及に関すること。
- (2) 各支部の育成強化に関すること。
- (3) 普及指導者の養成に関すること。
- (4) 段級制度に関すること。
- (5) 会員の顕彰に関すること。
- (6) 障害者卓球等の普及・強化に関すること。
- (7) 部内の会計に関すること

#### 広報部

- (1) 卓球に関する機関誌、刊行物（電子通信を含む）及び記念誌の発行に関すること。
- (2) 報道機関等との連絡・調整に関すること。
- (3) 部内の会計に関すること。

#### 審判部

- (1) 公認審判員の育成に関すること。
- (2) 主催大会等への審判長の派遣に関すること。
- (3) 主催大会等の組み合わせに関すること。
- (4) 全国大会等への審判員の派遣に関すること。
- (5) 部内の会計に関すること

#### 小学委員会

- (1) 小学生に対する普及・強化に関すること。
- (2) 委員会内の会計に関すること。

#### 中学委員会

- (1) 中学校体育連盟の事業に関すること。
- (2) 中学生に対する普及・強化に関すること。
- (3) 委員会内の会計に関すること。

#### 高校委員会

- (1) 高等学校体育連盟の事業に関すること。
- (2) 高校生に対する普及・強化に関すること。

(3) 委員会内の会計に関すること。

#### 大学委員会

(1) 大学生に対する普及・強化に関すること。

(2) 委員会内の会計に関すること。

#### レディース委員会

(1) 年齢別女性選手に対する普及・強化に関すること。

(2) 委員会内の会計に関すること。

#### マスターズ委員会

(1) 年齢別選手に対する普及・強化に関すること。

(2) ラージボールに関すること。

(3) 委員会内の会計に関すること。

(特別委員会)

第 28 条 本連盟の業務遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会の組織及び運営に関することは、理事会で別に定める。

## 第 9 章 会計

(事業年度)

第 29 条 本連盟の事業年度は毎年 4 月 1 日に開始し、翌年 3 月 31 日に終了する。

(資産の管理)

第 30 条 本連盟の資産は会長が管理する。

2 資産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により会長が保管する。

(経費の支弁)

第 31 条 本連盟の事業遂行に要する経費は、登録料、大会参加料等をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会及び代議員会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。但し、軽微な変更は理事会の議決を経て会長が決定することができる。

3 (暫定予算)

(1) 前項の規定にかかわらず、やむをえない事情により事業年度開始前に予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

(2) 前号の収入収支は、新たに成立した予算の収入収支とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 33 条 本連盟の事業報告及びこれに伴う収支決算は、会長が作成し、証拠書類を添付するとともに、監事の意見をつけて、事業終了後速やかに理事会及び代議員会の承認を得なければならない。

2 収支決算に繰越差額があるときは、翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第 34 条 本連盟は、理事会の議決を経て特別会計として特定の目的のために積立金を設けることができる。

2 積立金の管理及び処分については理事会の議決を経て会長が決定する。

## 第 10 章 規約の改定及び規則並びに規程の制定

(規約の改定)

第 35 条 この規約は、理事会及び代議員会において、理事及び代議員各々の 4 分の 3 以上の議決を経なければ改訂できない。但し、委任状の提出者は、出席したものとみなす。

(規則及び規程の制定)

第 36 条 本連盟は、理事会及び代議員会の議決を経て、本連盟の目的を達成するために必要な規則及び規程を制定することができる。

## 第 11 章 補則

(書類及び帳簿の付備)

第 37 条 本連盟の事務所に次の書類及び帳簿を備え、必要な期間保存しなければならない。

- (1) 規約及び規則並びに規程
- (2) 役員及び代議員等の名簿
- (3) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (4) 理事会及び代議員会の議事に関する書類
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 事業報告書及び収支決算書
- (7) その他必要な書類及び帳簿

## 附 則

1 この規約は、昭和 8 年 4 月 8 日に施行する。

昭和 44 年 3 月 2 日	全部改正
昭和 49 年 2 月 9 日	一部改正
昭和 52 年 2 月 23 日	一部改正
昭和 60 年 3 月 2 日	一部改正
平成 7 年 2 月 25 日	一部改正
平成 13 年 3 月 4 日	全部改正
平成 15 年 2 月 22 日	一部改正
平成 17 年 1 月 1 日	一部改正
平成 23 年 2 月 19 日	一部改正
平成 25 年 2 月 16 日	全部改正
平成 26 年 2 月 22 日	一部改正